

八代市国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月

(令和 6 年 3 月 一部改訂)

八 代 市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 地域防災計画との役割分担	3
4 計画期間	3

第2章 八代市の地域特性

1 地理的特性	4
2 降水量と平均気温	5
3 災害リスク	6
（1）風水害	6
（2）地震災害	7

第3章 基本的な考え方

1 基本目標	9
2 国土強靱化を進める上での基本的な方針	9
3 対象とする災害	10
4 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定	10
5 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針	12

計画の体系図	13
--------------	----

第4章 地域計画の推進方針

1 共通取組

1-1 共通取組	15
----------------	----

2 人命の保護

2-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	26
2-2 津波・高潮等による多数の死傷者の発生	32
2-3 台風や集中豪雨等による市街地の浸水に伴う死傷者の発生	34
2-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生	36
2-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生	37

3 行政機能の確保

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	42
---------------------------------	----

4 情報通信機能の確保

4-1 情報通信の麻痺・長期停止	44
------------------------	----

5 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	
5-1 食料・飲料水等物資供給の長期停止	45
5-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び 支援機能の麻痺	49
5-3 長期にわたる孤立集落等の発生	54
5-4 長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	57
5-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による 医療機能の麻痺	59
5-6 疫病・感染症等の大規模発生	60
6 ライフラインの確保及び早期復旧	
6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	63
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	65
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	66
7 二次災害の防止	
7-1 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	68
7-2 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	70
7-3 有害物質の大規模拡散・流出	73
7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	74
7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	78
7-6 海上・臨海部の広域複合災害の発生	79
8 経済活動の維持	
8-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	80
8-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下	82
9 迅速な復旧・復興に向けた条件整備	
9-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が 大幅に遅れる事態	86
9-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	89
9-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	94
9-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	97
9-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	99
第5章 計画の推進	101

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

東日本大震災以降、平成 28 年 4 月の熊本地震や平成 30 年北海道胆振（いぶり）東部地震、風水害では、平成 30 年 6 月に発生した西日本豪雨をはじめ、令和元年 10 月に発生した台風 19 号等、これまでに経験したことのない豪雨災害が各地でおこり、多くの尊い命が失われ、社会・経済活動に大きな被害を受けているところです。今後も、近年の気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増大、さらには布田川・日奈久断層帯による地震や南海トラフ地震の発生も懸念されるところです。

このような中、国においては、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」（以下、「国計画」という。）が策定され、様々な取組が進められています。

また、県では、今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、災害に強く安全・安心な熊本づくりを着実に進めるため、平成 29 年 10 月に「熊本県国土強靱化地域計画」（以下、「県計画」という。）を策定しています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、国同様に、これまでのハード中心の防災の枠組みから、ハード・ソフトの組合せによる強靱化に関する施策を進める必要があると考え、これまで取り組んできた防災・減災対策の取組を念頭に、国計画や県計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者等関係者相互の連携のもと、災害に強く安全・安心な八代市をつくりあげるため、「八代市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づき、本市における国土の強靱化の指針として、策定するものです。

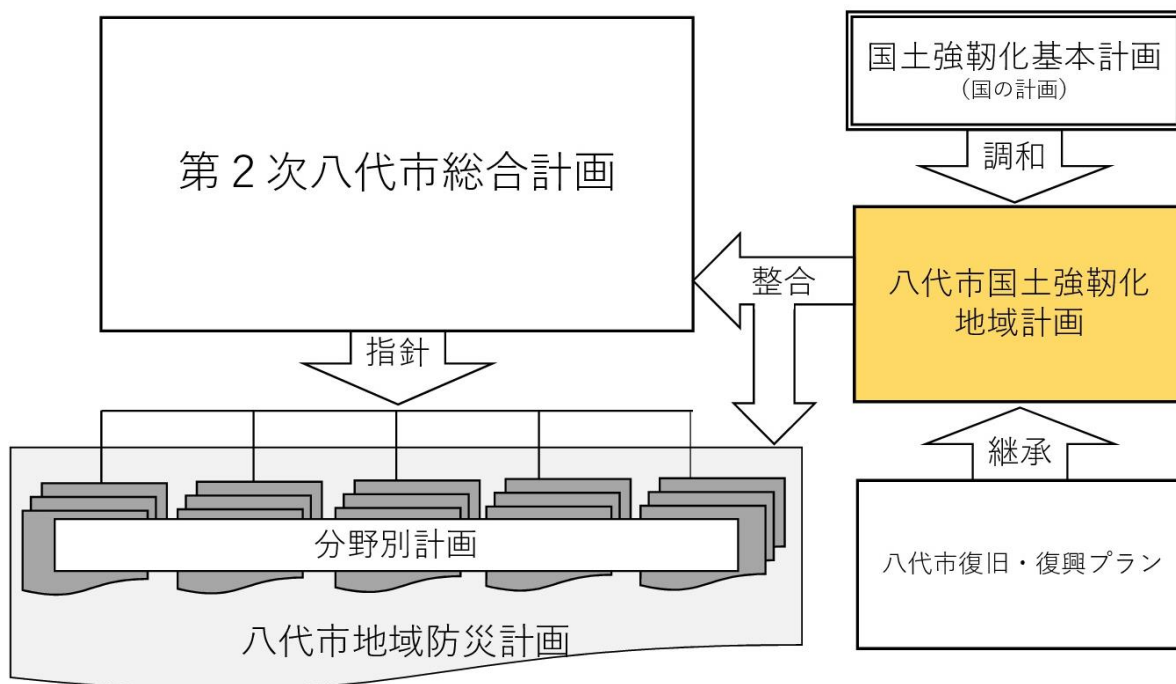
本計画の策定に当たっては、本市の市政運営の根本となる、第2次八代市総合計画を最上位としつつ、八代市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靱化に関する部分と整合性をもつ計画として位置付けることとします。

また、本市では、熊本地震からの早期復興を目指し、平成 28 年 10 月に「平成 28 年熊本地震 八代市復旧・復興プラン」（以下、「復旧・復興プラン」という。）を策定し、「災害に強い社会基盤」「危機管理体制と防災行動力の向上」を掲げ、熊本地震からの復旧・復興に取り組んできました。

復旧・復興プランでは、震災被害の復旧後も、引き続き復興に向けて着実に取り組むこととしており、この考え方には、大規模自然災害等に備えるための強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうという考え方が含まれており、国計画と共通するものです。

そこで、復旧・復興プランと多くの共通部分を有する本計画の策定に伴い、復旧・復興プランに掲げられた熊本地震からの復興の考え方や取組を継承し、計画を策定します。

＜策定に当たっての地域計画と他の計画との関係＞



3 地域防災計画との役割分担

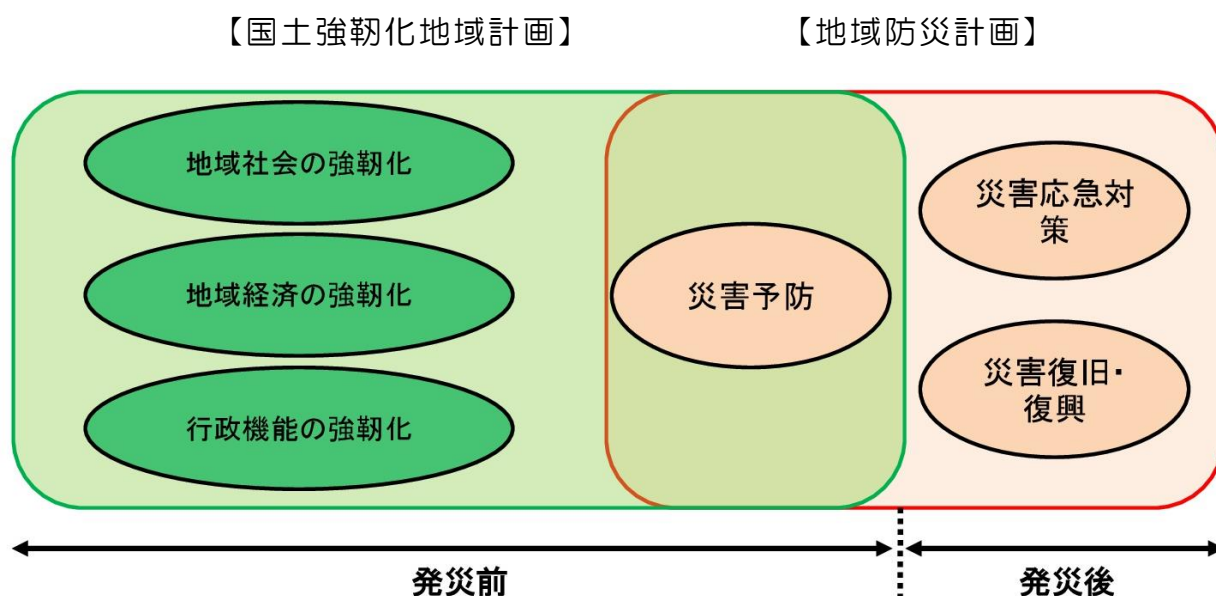
「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、「防災」は基本的に、地震や洪水等の「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。

そのため、地域防災計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、地震災害や津波災害等、リスクごとに計画が立てられています。

一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処や対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

このようなことから、国土強靱化地域計画では、発災前における取組を対象とし、発災時及び発災後の取組は対象としていません。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象となる段階	発災前	発災前・発災時・発災後



4 計画期間

本計画の内容は、国計画に準じて見直すこととしており、八代市総合計画と一体的な運用を行うため、対象とする期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

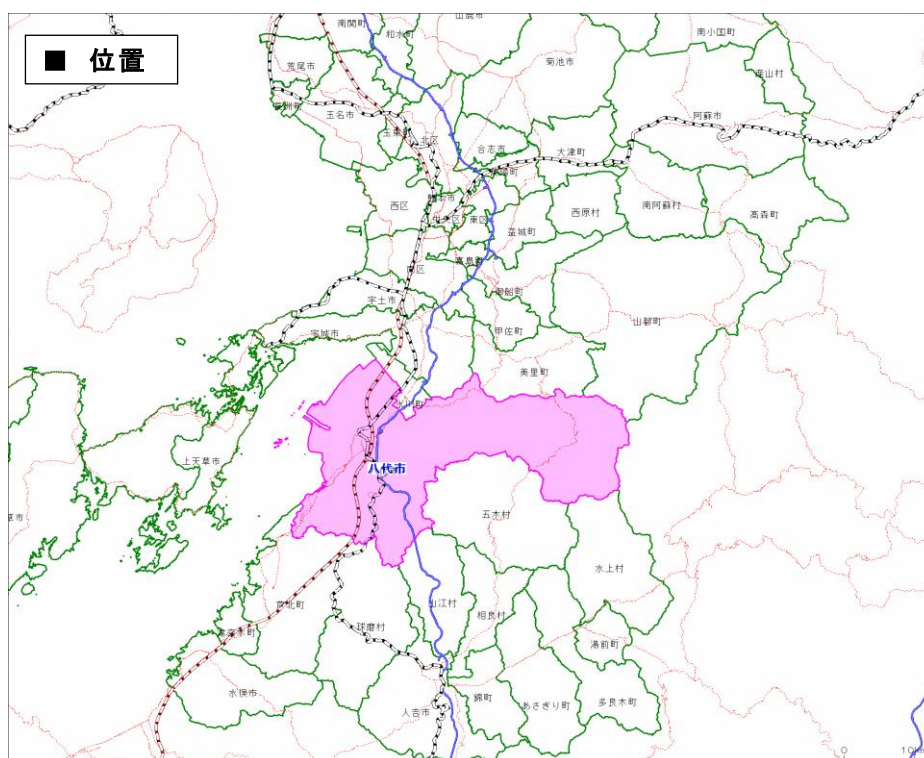
第2章 八代市の地域特性

1 地理的特性

本市は、熊本市の南約 40km に位置し、東西約 50km、南北約 30km、面積約 681 ㎢の市域を有しています。東は九州山地の脊梁地帯を形成して宮崎県に接し、西は八代海を隔てて天草諸島を臨みます。南は球磨郡及び葦北郡に接し、北は八代郡、宇城市、上益城郡及び下益城郡に接しています。また、西の八代平野と東の山地に区分され、全面積の約 73% が山間地となっています。

日本三急流の一つである球磨川の河口に位置する八代平野は、球磨川等から流下した土砂の堆積によりできた扇状地式三角州を基部とする沖積平野と、藩政時代から行われてきた干拓事業によって形成されています。一級河川の球磨川、二級河川の氷川がもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、全国有数の農産物の生産地、県内有数の工業都市として発展を続けてきました。

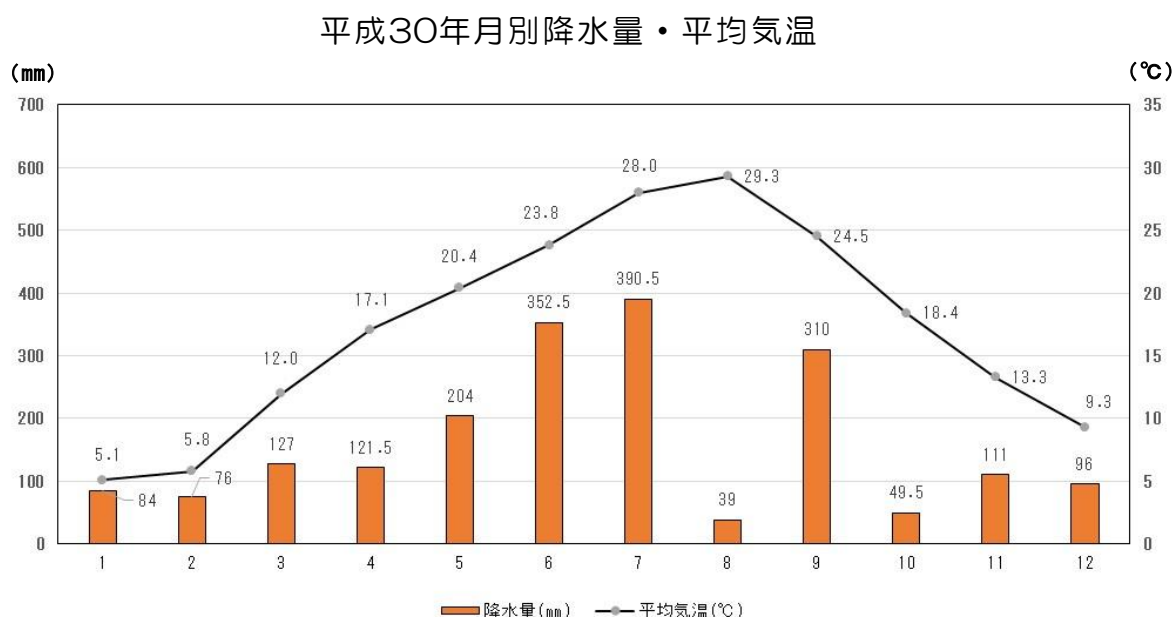
交通アクセス面では、1980（S55）年に九州縦貫自動車八代インターチェンジ、2001（H13）年には南九州西回り自動車道日奈久インターチェンジが開通し、2011（H23）年3月には九州新幹線が全線開業しました。また、海の玄関口である八代港は、1959（S34）年に重要港湾に指定され、1999（H11）年には韓国・釜山港を結ぶ国際コンテナ定期航路が開設されました。このことにより、南九州の物流のゲートウェイとして国際貿易が活発に行われています。さらに、2017（H29）年に国際旅客船拠点形成港湾に指定されて以降、令和2年4月のクルーズ客船ターミナル供用開始に向け、クルーズ客船専用岸壁の整備が進められており、完成すると世界最大22万トン級の大型クルーズ客船も受け入れ可能となります。今後も港湾施設の整備が進み、物流・人流の双方の拠点として必要な役割を担っています。このように、九州の真ん中に位置するという地の利から、陸・海路の交通の要衝となっています。



2 降水量と平均気温

本市の気候は、温暖な平野部と冷涼な山間地に大きく分けられます。八代地域気象観測所によると、平成 20 年の年間降水量は 2,913mm、平成 30 年の年間降水量は 1,961mmとなっており、近年、降水量は減少傾向にあります。降雨時期の降水量は多く（平成 30 年 6 月～7 月の 2 ヶ月間で、年間降水量の約 4 割）、雨の降り方として局地的・集中的豪雨により、たびたび土砂災害等の被害をもたらす原因になっています。

また、最高気温については、平成 20 年の 36.3 度に対し、例年、同程度の推移でしたが、平成 30 年については、過去 10 年で最も高い 37.7 度を記録したところです。同年は、埼玉県熊谷市において、日本歴代最高気温の 41.1℃を記録した年でもあり、全国的に気温の高い年となっています。



3 災害リスク

(1) 風水害

本市では梅雨時期に大雨が発生することが多い傾向にあります。停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、集中的な大雨を発生させることもあります。

特に、坂本町及び泉町の地形は急峻で、地すべり、急傾斜地崩壊、山腹崩壊等の危険箇所が多く、集中豪雨の場合は土石流、山腹崩壊による家屋や耕地の流失、埋没、人的被害等の大規模な災害が予想されます。また、八代海に面した沿岸部では、海拔0メートル地帯が広がっているため、高潮による被害が発生しています。一級河川である球磨川についても、平成17年の台風第14号の影響による大雨で、萩原地点で危険水位を突破する等、中小河川を含めて氾濫に注意する必要があります。

近年の状況としましては、平成29年8月、1時間に約110ミリの猛烈な雨が降ったとみられ、記録的短時間大雨情報が発表されています。

令和元年7月には、九州南部で発生した、記録的な豪雨の影響と思われる土砂崩れにより、泉町葉木の山あいにある市道が寸断され、付近の住民や民宿の宿泊客ら計7人が孤立状態となる事例も発生しているところです。

また、令和2年7月には、記録的な豪雨により、八代市内全域、特に坂本町の各所で土砂崩れや河川が氾濫し、幹線道路や橋梁の倒壊、町の中心にあった坂本支所、JR肥薩線、病院、郵便局等の生活サービスの拠点や球磨川本流支流沿岸を中心に甚大な被害が発生しました。

主な風水害の履歴

年月日	原因	被害の種類	被害地域	被害状況
S17.8.27	台風	風害 塩害	八代海沿岸 有明海沿岸	潮害浸水 50ha 死者 118 人 家屋全半壊 16,363 戸 耕地被害 131,505ha
S28.6.25 ～6.26	豪雨	大水害	県下全域	死者行方不明者 537 人 重軽傷 約 1,500 人 田畑被害 24,000ha 土木被害 約 5,000 箇所
S29.6.29 ～6.30	豪雨	水害	県下全域	降雨量 熊本 252 mm 松橋 256 mm 死者6人 家屋被害 4,136 戸 耕地被害 8,559ha
S38.1. 上～下旬	豪雪	雪害	県下全域	積雪 山間地 2～3m 平地 熊本 10 cm 牛深 23 cm 死者4人
S38.8.14	豪雨	水害	市内全域	死者 10 人 重軽傷者 21 人 家屋全壊 35 戸 床上浸水 740 戸 床下浸水 3,242 戸 山津波（古麓町） 被害額 16 億円

S40.7.3	豪雨	水害	市内全域	家屋全壊・流失 11 戸 同半壊 7 戸 床上浸水 915 戸 床下浸水 8,215 戸 被害額 16 億円
S40.8.6	15 号 台風	風害	市内全域	重軽傷者 18 人 住家全半壊 474 戸 非住家全半壊・流失 540 戸 被害額 10 億円
S41.3.7	集中 豪雨	水害	市内全域	米 49 t その他の農作物 3,378 t 被害 被害額 1 億 7 千万円
S47.7.5 ~7.6	集中 豪雨	水害	市内全域	住家全壊 3 戸 流失 3 戸 半壊 2 戸 床上浸水 1,633 戸 床下浸水 10,550 戸 被害額 11 億 1 千万円
S54.7.15 ~7.17	集中 豪雨	水害	市内全域	住家床上浸水 81 戸 床下浸水 2,303 戸 被害額 7 億 2 千万円
S57.7.11 ~7.25	集中 豪雨	水害	市内全域	住家床上浸水 235 戸 床下浸水 3,448 戸 田冠水 2,492ha 被害額 14 億 5 千万円
H3.9.27	台風 19 号	風害	市内全域	重軽傷者 21 人 家屋半壊 16 戸 最大瞬間風速 47.3m 被害額 17 億 9 千万円
H5.9.3	台風 13 号	風害	市内全域	家屋半壊 1 戸 一部破損 471 戸 非住家 305 戸 風倒木 105ha 最大瞬間風速 45m 被害額 8 億 9 千万円
H11.9.24	台風 18 号	風害	市内全域	死者 1 人 重軽傷者 25 人 家屋全壊 1 戸 家屋半壊 166 戸 一部破損 1,285 戸 床上浸水 13 戸 床下浸水 65 戸 最大瞬間風速 50.6m 被害額 52 億 5 千万円
H17.9.7	台風 14 号	風害	市内全域	家屋半壊 1 戸 床上浸水 9 戸 床下浸水 5 戸 孤立世帯（人数）36 世帯（103 人） 最大瞬間風速 50.6m 被害額 39 億円
R2.7.4	集中 豪雨	水害	市内全域	住家全壊 147 戸 半壊 160 戸 一部破損 102 戸 被害額 237 億円 （数字は速報値であり確定値ではない）

資料：「八代地方の災害史年表（改訂増補版）」

(2) 地震災害

本市には、第一級の活断層である布田川・日奈久断層が南南西―北北東に走り、このラインで南東の山岳地帯と北西の低地帯に分断されています。

平成 24 年度に県が実施した地震・津波被害想定調査によれば、布田川・日奈久断層帯による地震や南海トラフを震源とした地震及び津波により、本市は大規模な被害の発生が予測されています。これによれば市域のほぼ全域で震度 5 弱～7 の揺れが予測され、市域では大規模な建物被害や人的被害が発生し、加えて堤防等が大規模に損壊及び沈下した場合には、市域の平野部の多くの地域が当該地震に伴い発生する津波によって浸水するといった予測結果が示されています。

また、揺れにより市域の各所で急傾斜地崩壊が予測されていることから、地形が急峻な中山間地では、土砂災害に伴う道路途絶による孤立化も予想されます。

主な地震の履歴

西暦（年号）	月日	規模	事項
1619（元和 5 年）	3.17	M6.0	肥後・八代 麦島城楼はじめ公私の家屋破壊。
1625（寛永 2 年）	7.21	M5.0～ M6.0	肥後熊本大地震 熊本城の火薬庫爆発、城内の石垣にも被害、死者約 50 人。
1707（宝永 4 年）	10.4	M8.4	宝永地震 我が国最大級の地震。被害全国に及ぶ。
1723（享保 8 年）	12.19	M6.5	肥後大地震 肥後で倒家 980 軒。そのうち 584 軒は半倒。死者 2 人。重軽傷者 25 人。
1889（明治 22 年）	12.28	M6.3	熊本で直下型地震 県下では明治以降最大の被害。熊本市付近で被害大。
1931（昭和 6 年）	12.21	M5.5	大矢野島で群発地震 その影響で八代市では 20 万斤(120 トン)の岩石が崩れ石灰岩石採掘中の人夫 3 人が即死、5 人が重軽傷。
1946（昭和 21 年）	12.21	M8.0	南海地震 被害は中部地方から九州地方まで及ぶ。この地震により、金峰山系の火山性地震、緑川の構造性地震等局発地震が誘発された。八代市内の被害は不明であるが、県内で死者 2 人、負傷者 1 人、住家全壊 6 軒、半壊 6 軒の被害があった。
1968（昭和 43 年）	4.1	M7.5	日向灘地震 港湾施設に小被害。津波が生じ、床上浸水や水産施設に被害があった。
2016（平成 28 年）	4.14 4.16	M6.5 M7.3	熊本地震 県内の死傷者は 3,000 人を超え、半壊以上の家屋被害は 43,000 棟を超える。八代市内の死傷者は 30 人以上、半壊以上の家屋被害は 400 棟以上であった。

資料：「新編日本被害地震総覧」「日本の地震活動」「八代地方の災害史年表（改訂増補版）」

第3章 基本的な考え方

1 基本目標

本市の国土強靱化を進めるにあたり、国計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

基本目標

- ① 市民の生命を守ること
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 被災した場合も迅速な復旧・復興を図ること

2 国土強靱化を進める上での基本的な方針

基本法に掲げられた、国土強靱化の理念を踏まえ、東日本大震災や熊本地震等過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき進めます。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ①本市の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組を進めます。
- ②短期的な視点のみならず、長期的な視点も持って取組を進めます。
- ③災害に強い基盤づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげる取組を進めます。

(2) 施策の効果的な組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を進めます。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市）と民（市民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- ①人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ②国の施策の適切かつ積極的な活用や既存の社会資本の有効活用、民間資金の活用を図ることにより、効率的かつ効果的に施策を進めます。

③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努めます。

④人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

①強靱化の推進には、地域の共助による取組も重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めます。

②高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じます。

③地域の特性に応じて自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

3 対象とする災害

本計画では、本市における過去の災害被害及び国計画や県計画を踏まえ、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

4 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

対象とする災害を踏まえ、国及び県で設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を基本としつつ、本市の地域特性等を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」と、30の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

また、国計画で義務付けられている、施策の重点化の考え方を踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度の観点から、「起きてはならない最悪の事態」のうち12項目を、今後当面重点的に取り組むべき項目として設定します。(網掛け部分が重点化)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 共通取組	1-1	共通取組
2 人命の保護	2-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	2-2	津波・高潮等による多数の死傷者の発生
	2-3	台風や集中豪雨等による市街地の浸水に伴う死傷者の発生
	2-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
3 行政機能の確保	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 情報通信機能の確保	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
5 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	5-1	食料・飲料水等物資供給の長期停止
	5-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	5-3	長期にわたる孤立集落等の発生

5 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	5-4	長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	5-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	5-6	疫病・感染症等の大規模発生
6 ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7 二次災害の防止	7-1	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-2	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	7-6	海上・臨海部の広域複合災害の発生
8 経済活動の維持	8-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	8-2	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
9 迅速な復旧・復興に向けた条件整備	9-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	9-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	9-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	9-4	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	9-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

5 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針

設定した 30 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する施策を調査し、その進捗状況や課題を整理しました。

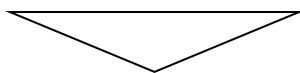
これを踏まえて、起きてはならない最悪の事態を回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である、「脆弱性評価」を行いました。

この「脆弱性評価」を基に、「施策の推進方針」と推進方針の実現に向けた個別の取組を設定し、その取組に係る具体的な事業箇所等については、別紙「国土強靱化地域計画に係る補助金・交付金を伴う個別事業一覧」に掲げています。

脆弱性評価と施策の推進方針の実施手順

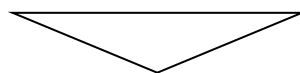
1. 現行施策の進捗状況・課題の整理 〔分野別施策〕

起きてはならない最悪の事態ごとに、本市防災の基本となる「八代市地域防災計画」での取組を中心に、市の各部局等が実施している取組を調査・整理。



2. 脆弱性の課題の検討・評価 〔脆弱性評価〕

起きてはならない最悪の事態を回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である「脆弱性評価」を実施。



3. 施策の推進方針の設定 〔推進方針〕

- (1) 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針を設定
- (2) 推進方針の実現に向けた、個別の取組を設定

起きてはならない最悪の事態ごとの分野別施策体系図を 13 ページから 14 ページに、また、施策ごとの脆弱性評価及び推進方針をまとめたものを、15 ページから 100 ページに示します。

計画の体系図

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野別施策
1 共通取組	1-1 共通取組	(1) 防災意識の啓発 15p
		(2) 災害対応業務の標準化・共有化 16p
		(3) 指定避難所等の周知徹底 17p
		(4) 防災訓練の実施 18p
		(5) 自主防災組織の育成及び活動の強化 19p
		(6) 業務継続可能な体制の整備（BCPの策定・遂行等） 20p
		(7) 過去の教訓や経験の伝承 21p
		(8) 避難指示等の防災情報の的確な周知・伝達 22p
		(9) 公共施設等の防災機能強化 23p
		(10) 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備 24p
		(11) 幹線道路ネットワークの確保に向けた道路整備 25p
2 人命の保護	2-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	(12) 住宅等の耐震化 26p
		(13) 宅地の耐震化 27p
		(14) 家庭・事業所における地震対策 28p
		(15) 消防の災害等対処能力の強化 29p
		(16) 消防水利の整備・維持管理 30p
	2-2 津波・高潮等による多数の死傷者の発生	(17) 都市公園の整備及び災害対応の機能強化 31p
		(18) 海岸保全施設の整備 32p
	2-3 台風や集中豪雨等による市街地の浸水に伴う死傷者の発生	(19) 迅速な避難のための体制整備 33p
		(20) 浸水被害の防止に向けた河川、雨水施設の整備・耐震化・維持管理・改築更新 34p
	2-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生	(21) 事前予測が可能な災害への対応 35p
		(22) 山地・土砂災害対策の推進 36p
3 行政機能の確保	3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	(23) 通信手段の機能強化 37p
		(24) 要支援者対策の推進 38p
		(25) 観光客の安全確保 39p
		(26) 外国人に対する情報提供の配慮 40p
		(27) 保育園、幼稚園、学校の災害対応の機能向上 41p
		(28) 発災直後の職員参集及び対応体制の整備 42p
		(29) 職員の安全確保に関する意識啓発 43p
4 情報通信機能の確保	4-1 情報通信の麻痺・長期停止	(9) 公共施設等の防災機能強化（再掲） 44p
		(30) 家庭や事業所における備蓄の促進 45p
		(31) 市での備蓄の推進 46p
		(32) 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備 47p
		(33) 水道施設の耐震化 48p
	5-1 食料・飲料水等物資供給の長期停止	(34) 避難所運営体制の構築 49p
		(35) 避難所等の保健衛生・健康対策 50p
		(36) 福祉避難所の円滑な運営 51p
		(37) 指定避難所以外の被災者の把握体制 52p
		(38) エコノミークラス症候群の予防 53p
5 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	5-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺	(39) 孤立集落対策の推進 54p
		(40) 地域コミュニティの維持 55p
		(41) 農業用排水施設の更新整備及び保安全管理 56p
	5-3 長期にわたる孤立集落等の発生	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野別施策
5 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	5-4 長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	(42) 災害時の帰宅困難者の支援体制の整備 57p (43) 公共交通機関に係る情報体制の整備 58p
	5-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	(44) 医療救護活動の体制整備 59p
	5-6 疫病・感染症等の大規模発生	(45) 感染症の発生・まん延防止 60p
		(46) 生活用水の確保 61p
		(47) 下水道、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等整備による施設の機能確保 62p
6 ライフラインの確保及び早期復旧	6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	(48) 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化 63p (49) 再生可能エネルギー設備等の普及促進 64p
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	(50) 応急給水体制の整備 65p
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	(51) 下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の耐震化・維持管理・改築更新 66p
		(52) 浄化槽の整備 67p
7 二次災害の防止	7-1 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	(53) 沿道建築物の耐震化、通行空間の確保 68p (54) 被災建築物等の迅速な把握 69p
	7-2 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	(55) 農業用ため池等の維持管理・更新 70p (56) 道路防災施設の維持管理・更新 71p (57) ダム・砂防施設の維持管理・更新 72p
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	(58) 有害物質対策 73p
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	(59) 農業生産基盤の整備及び保全管理 74p
		(60) 鳥獣被害対策の推進 75p
		(61) 適切な森林整備の推進 76p
		(62) 中山間地域の振興 77p
	7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	(63) 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備 78p
	7-6 海上・臨海部の広域複合災害の発生	(64) 石油コンビナート火災等に対する体制の整備 79p
	8-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	(65) 金融機関や商工団体等との連携 80p
		(66) 物資・エネルギー供給に向けた港湾整備 81p
8 経済活動の維持	8-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下	(67) 農地・農業用施設の保全 82p
		(68) 災害時の集出荷体制の構築 83p
		(69) 農業施設の耐候性等の強化 84p
		(70) 漁港の防災対策 85p
9 迅速な復旧・復興に向けた条件整備	9-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(71) 災害廃棄物処理体制の確立 86p (72) 仮置場の選定 87p (73) 関係団体等との連携 88p
	9-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(74) 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成 89p
		(75) 建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化 90p
		(76) 学校における人材の育成 91p
		(77) 災害ボランティアとの連携 92p
		(78) 罹災証明書の速やかな発行 93p
	9-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	(79) 応急仮設住宅の迅速な提供 94p
		(80) 地籍調査の実施 95p
		(81) 相談体制の整備 96p
	9-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(82) 地域における共助の推進 97p
		(83) 地域と学校の連携 98p
	9-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(84) 浸水対策、流域減災対策 99p
		(85) 液状化危険度の高い地域への住民周知 100p

第4章 地域計画の推進方針

1 共通取組

1-1 共通取組

(1) 防災意識の啓発

脆弱性評価

- 市民の防災意識の高揚を図るため、地震防災マップの整備や津波ハザードマップの整備、津波避難計画の充実等を行うとともに、防災出前講座や広報媒体、防災訓練における啓発、球磨川水害タイムライン※及びコミュニティタイムライン等に取り組んでいます。今後も様々な事業を通じて、市民の防災意識の向上を図る必要があります。

推進方針

- 市民の防災意識の高揚を図るため、引き続き、防災出前講座や様々な広報媒体等による啓発を継続して実施します。
- 太田郷コミュニティタイムラインを他の校区にも拡充させ、風水害に対する市民の防災意識の向上を図ります。

主な取組

- ・防災出前講座や防災訓練の実施
- ・エフエムやつしろ「防災減災効くラジオ」や広報やつしろによる啓発活動
- ・球磨川水害タイムラインの周知
- ・コミュニティタイムライン、マイタイムライン及び避難スイッチカード等の避難行動計画の拡充

タイムライン：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定、共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理した計画。

(2) 災害対応業務の標準化・共有化

脆弱性評価

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要があります。
- 災害時の混乱により、円滑な業務実施ができない恐れがあり、迅速かつ的確に実施できる業務体制を構築する必要があります。

推進方針

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行います。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図ります。
- 災害時の迅速な対応に向け、日頃から警察、消防、自衛隊等の関係機関と連携体制を強化します。
- 今後も八代市下水道BCP※を基とした訓練および関係課との協議を継続し、計画の改訂を重ねながら、有事に備えていきます。

主な取組

- ・ 八代市災害時業務継続計画（BCP）の改訂
- ・ 警報待機や避難所開設時における警察、消防、自衛隊等の関係機関との情報共有
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 八代市下水道BCPに基づく訓練の実施

BCP：Business Continuity Plan の略。

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

(3) 指定避難所等の周知徹底

脆弱性評価

- 災害時の市民の安全かつ迅速な避難のため、緊急避難場所、広域避難場所、震災一時避難場所を指定し、表示板や案内板等を掲示するとともに、ハザードマップ※やホームページ等で周知を図っています。



推進方針

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、今後も、想定される災害や地域の特性を踏まえて適切な避難所を確保するとともに、指定避難所や福祉避難所の制度・場所等の周知を図ります。

主な取組

- ・防災マップの配付
- ・WEBハザードマップの内容充実
- ・防災出前講座や防災訓練時等における避難所の周知
- ・指定避難所等の看板の設置
- ・指定避難所等のあり方検討
- ・自主運営避難所の登録支援

ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

(4) 防災訓練の実施

脆弱性評価

- 混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、各種防災機関や市民との協力体制の確立に重点をおく、総合防災訓練や自主防災組織※等の地域防災組織を単位とした住民参加型防災訓練を実施し、避難行動の確立や住民意識の向上を高める必要があります。

推進方針

- 災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化を図ります。また、防災訓練の実施にあたっては、防災週間や防災月間等を通じ、積極的かつ継続的に実施するとともに、実践的な訓練内容となるよう努めます。
- 洪水、高潮、土砂災害や、津波災害を想定した地域住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練に取り組みます。

主な取組

- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 住民参加型防災訓練の実施
- ・ 自主防災会等の防災訓練の実施

自主防災組織：地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のこと。

(5) 自主防災組織の育成及び活動の強化

脆弱性評価

- 自主防災組織の育成強化においては、市民に対し、個人の自覚に根ざした自助及び身近な地域コミュニティ等による共助の取組の重要性について啓発を繰り返すとともに、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が自らの運動として防災・減災に向け取組むよう、育成及び支援を図っていく必要があります。

推進方針

- 地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた自主防災組織の設立を促進します。
- 自主防災組織との連携強化を図るとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導、避難所運営等、いざという時に自主防災組織が活動できるように研修・訓練等を支援します。また、自主防災組織のリーダーを育成します。
- 自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、八代広域行政事務組合消防本部、八代警察署等の防災関係機関と連携して、大規模災害を想定した初期消火、救出・救護、避難誘導等の訓練への、自主防災組織の参加を促進します。

主な取組

- ・ 自主防災組織の組織化及び活性化に向けた支援
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 防災リーダー育成研修会の実施
- ・ 防災フェスタの開催
- ・ 地区防災計画作成支援
- ・ 住民参加型防災訓練の実施
- ・ 自主防災会等の防災訓練の実施

(6) 業務継続可能な体制の整備（BCPの策定・遂行等）

脆弱性評価

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要があります。
- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要があります。

推進方針

- 業務継続体制を強化するため、業務継続計画（BCP）の改訂を行い、災害時の対応の実効性の向上を図ります。
- 「非常時優先業務」については、必要に応じて全庁的に改訂を行うとともに、非常時に備え、各所属においてマニュアルを作成する等の準備を行います。
- 大規模災害時、市職員のみでは膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができない恐れがあるため、国・県ほか他自治体間の応援・受援体制の充実を図ります。
- 常時、災害対策業務を円滑に遂行できるように、災害対策課 OB 職員等災害対応を経験した職員の参集体制を整備します。
- 災害時における行政ネットワークの停止や重要データの消失等を防ぐため、通信回線の二重化や遠隔地へのバックアップ、並びにパソコン等の情報化端末の確保、通信やシステム等の外部事業者との協力体制強化等情報における業務継続計画（BCP）体制の整備を進めます。
- 今後も八代市下水道BCPを基とした訓練および関係課との協議を継続し、計画の改訂を重ねながら、有事に備えます。

主な取組

- ・八代市災害時業務継続計画（BCP）の改訂
- ・八代市受援マニュアル※の策定、改訂
- ・八代市下水道BCPの改訂
- ・八代市下水道BCPに基づく訓練の実施

八代市受援マニュアル：他の地方公共団体や民間企業及びボランティア等からの応援を円滑に受入れ、人的資源及び物的資源を非常時優先業務に効果・効率的に配分・配置するための手順やルールを八代市地域防災計画に基づき定めたもの。

(7) 過去の教訓や経験の伝承

脆弱性評価

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要があります。



推進方針

- 過去に起こった地震・津波等の大規模災害の教訓を、防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めます。
- 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、市民による災害教訓を伝承する取組を支援します。
- 収集した資料等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信します。

主な取組

- ・防災フェスタの開催
- ・防災出前講座の実施
- ・ホームページ、広報やつしろによる発信

(8) 避難指示等の防災情報の的確な周知・伝達

脆弱性評価

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制を強化する必要があります。
- また、避難指示等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておく必要があります。

推進方針

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の避難情報を確実に伝達するため、防災行政情報通信システム等を通じて、迅速かつ的確に避難情報を周知・伝達します。
- 防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築します。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進めます。
- 避難指示等の発令・伝達に関する判断基準については、国のガイドラインを参考にマニュアルを整備し、適切に避難指示等を発令できるように努めます。
- 太田郷コミュニティタイムラインを他の校区にも拡充させ、水害に対する市民の防災意識の向上を図ります。

主な取組

- ・防災マップの配付
- ・WEBハザードマップの更新
- ・新たな防災行政情報通信システムの整備・適切な運用
- ・Lアラート※を活用し、報道機関へ避難情報を連絡
- ・エフエムやつしろ、テレビやつしろと連携体制を構築
- ・防災出前講座の実施
- ・避難指示等の避難情報の判断・伝達マニュアルの整備
- ・八代市災害時業務継続計画（BCP）の改訂
- ・防災アプリ・メール等の登録促進
- ・ホームページや広報やつしろ等による情報収集手段の周知

※ Lアラート：災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。

(9) 公共施設等の防災機能強化

脆弱性評価

- 熊本地震において本庁舎が被災した経験等を踏まえ、大規模地震等の発生時、災害時の拠点となる市庁舎や緊急避難施設となるコミュニティセンターや教育施設、その他多数の者が利用する施設等の倒壊、天井や空調設備等非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防災対策を進める必要があります。
- また、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要があります。

推進方針

- 災害時の拠点となる市庁舎や、緊急避難施設となるコミュニティセンター、教育施設、その他多数の者が利用する施設等、防災上重要な市有建築物の非構造部材も含めた耐震化や防災対策を計画的に進めます。津波浸水が想定される、地域内の防災上重要な市有建築物について、津波に対する安全性の推進を図ります。
- 電力供給の途絶に対応するための非常用電源や再生可能エネルギー設備等、水施設（井戸等）、各種トイレ等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保します。

主な取組

- ・新庁舎の防災機能の強化
- ・坂本地区防災拠点施設の整備
- ・コミュニティセンターの計画的な整備（耐震化、長寿命化、改築、バリアフリー化、トイレ洋式化、空調機整備）の推進、防災機能の強化（非常用電源、手押しポンプ、フリーWi-Fi等）
- ・市有公共建築物の施設整備（耐震化、長寿命化、維持保全、バリアフリー化、多目的トイレ整備、トイレ洋式化）の推進
- ・学校施設の耐震化（地震補強、改築等）、防災機能の強化（非構造部材の耐震対策工事、体育館等へのエアコン設置、ライフライン確保の整備、水害対策工事等）、老朽化対策（長寿命化改良、大規模改造等）、トイレ洋式化、バリアフリー化、空調機整備の推進
- ・公営住宅の施設整備（長寿命化、維持保全、大規模改造、建替等）の推進
- ・社会福祉施設等の施設整備（耐震化、改築等）の促進
- ・児童福祉施設等の施設整備（耐震化、改築等）の促進
- ・補助金等を活用した備蓄体制の充実（発電機及び水等）
- ・災害対策本部等の代替施設の確保
- ・市内事業所との防災井戸の協定締結

(10) 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備

脆弱性評価

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路を確保する必要があります。

推進方針

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新の徹底を図ります。
- 大規模災害時に地域が孤立化した場合に備え、代替輸送路や避難路として活用可能な市道、農道、林道の整備及び維持管理に努めます。

主な取組

- ・道路（農道、林道含む）整備事業の推進（無電柱化を含む）
- ・道路（農道、林道含む）施設の計画的な維持管理
- ・道路（農道、林道含む）の舗装工事の推進及び維持管理

(11) 幹線道路ネットワークの確保に向けた道路整備

脆弱性評価

- 大規模災害時において、道路の寸断や渋滞の発生により、食料・飲料水等の供給やエネルギーの供給停止、医療活動における支援の停滞、復旧・復興の停滞等、様々な面において影響を及ぼすおそれがあるため、国道3号の機能強化と幹線道路ネットワークの充実・強化を図る必要があります。

推進方針

- 災害時におけるリダンダンシー※確保のため、九州縦軸の九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道や国道3号の機能強化を図るため活動を進めるとともに、市域を越える救助活動や広域医療搬送、物資輸送の機能を強化するため、八代市内の都市計画道路を含めた幹線道路の整備を進め、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新の徹底を図ります。
- 災害時の輸送拠点として大きな役割を担う「八代港」の更なる機能強化を図るため、救助活動や救援物資の輸送等に必要な命の道の縦軸強化となる「八代海北部沿岸道路」や、天草地域の孤立化を防止するため「八代・天草シーライン」の実現に向けた取組を進めます。

主な取組

- ・都市計画道路西片西宮線及び中央線の整備推進並びに県施行の都市計画道路南部幹線の整備促進
- ・東西アクセス道路（県道新八代停車場線、竜西東西12号線、新牟田西牟田線）、国道445号等の整備推進及び促進、計画的な維持管理の促進
- ・「南九州西回り自動車道」や「国道3号」の機能強化のための整備に向けた関係自治体との連携強化及び整備、計画的な維持管理の促進
- ・九州縦貫自動車道の坂本パーキングエリアを利用した出入口の確保
- ・「八代海北部沿岸道路」構想の早期実現に向けた国・県等への要望活動
- ・「八代・天草シーライン」構想の早期実現に向け、県と連携し、国への要望活動及び地元機運醸成のためのシンポジウム等を開催
- ・「八代海北部沿岸都市」地域連携創造会議による関係自治体との連携強化

リダンダンシー：災害に備え、通信、エネルギー等のライフライン、重要幹線道路や重要施設等の物理インフラを多重化すること。

2 人命の保護

2-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

(12) 住宅等の耐震化

脆弱性評価

- 平成 28 年熊本地震の発生により、住宅を含む建築物の耐震化の重要性が再認識されているなか、本市の住宅の耐震化率は、全国平均と比べて低い状況であり、耐震化を促進することは喫緊の課題となっています。



推進方針

- 大規模地震に備え、耐震診断や耐震改修の促進について県と連携し周知・啓発を行います。
- 安心して住み続けられる住まいの確保を図るための住宅の耐震化や、不特定多数の利用する大規模な建築物等の耐震化や天井・内外壁等の非構造部材の安全対策等を住宅・建築物安全ストック形成事業を進めるとともに、補助制度等を利用し支援を行います。

主な取組

- ・木造戸建て住宅の耐震診断、改修等に関する助成等
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に関する助成等

(13) 宅地の耐震化

脆弱性評価

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要があります。



推進方針

- 県と連携して、大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地における地盤の変動予測調査等を実施します。

主な取組

- ・大規模盛土造成地マップの公表による周知
- ・大規模盛土変動予測の調査等を行うことによる安全性の把握

(14) 家庭・事業所における地震対策

脆弱性評価

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要があります。



推進方針

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災出前講座等を通じて意識啓発を図ります。
- 屋外及び屋内の落下物等による人的被害を防止し、あわせて、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、八代警察署等の関係機関と連携して、市内の建築物の管理者等に対してその対策の実施を積極的にPRし、指導に努めます。
- 地震発生時の的確な危険回避の対応については、広報紙、ホームページ、緊急配信メール、ケーブルテレビ、エフエムやつしろ等の手段により積極的なPRに努めます。
- 地震発生時の初動対応訓練としてシェイクアウト訓練※の実施に努めます。

主な取組

- ・防災出前講座の実施
- ・防災訓練の実施
- ・エフエムやつしろ「防災減災効くラジオ」や広報やつしろによる啓発活動
- ・シェイクアウト訓練の実施

シェイクアウト訓練：2008年にアメリカで始まった新しい形の防災訓練で、事前に専用サイトに登録した参加者が、指定日時に届く電子メールを合図にして、そのときにいる場所で「3つの安全行動」（まず低く、頭を守り、動かない）を実施する防災訓練。

(15) 消防の災害等対処能力の強化

脆弱性評価

- 大規模災害時や大規模火災発生時に、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、関係機関との連携を図るとともに、災害時等の対処能力や応援・受援体制をさらに強化する必要があります。



推進方針

- 八代広域行政事務組合において、大規模災害時や大規模火災発生時における対処能力の強化を推進し、迅速かつ的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材等の整備や充実を図るとともに、職員の研修体制を充実させ、実践的な訓練を反復実施します。
- 消防・防災活動の拠点となる消防庁舎においては、電力供給停止時においても消防機能を維持するため、自家用発電設備の設置や燃料備蓄等の整備を進めます。
- 地域の防災力を向上させるため、市内事業者への働きかけ等を通じ、消防団員の確保を図るとともに、災害対応力の強化に向け資機材の整備を進めます。
- 八代広域行政事務組合、消防団及び市等関係機関において、情報共有や災害対応の連携について協議を実施します。

主な取組

- ・八代広域行政事務組合における消防施設・設備の整備
- ・大規模災害に備え、関係機関との連携訓練等の実施
- ・消防団における救助用資機材等の整備
- ・消防団員の加入促進
- ・対処能力の強化のため、資機材を使用した訓練の実施

(16) 消防水利の整備・維持管理

脆弱性評価

- 災害発生時、消火栓が水道施設の破壊等により断水または極度の機能低下が予想されるとともに、狭あい道路に面する消防水利についても、倒壊建物等による通行障害のために使用不能となることが予想されるため、引き続き、地震や火災等の災害時に適切に消防水利を使用できるよう、維持管理を行うとともに、耐震性を有する消防水利を整備する必要があります。



推進方針

- 火災等の災害時に、消防水利が適切に使用できるよう、引き続き、消防水利の整備及び維持管理を行うとともに、新設する防火水槽については、耐震性能を有する防火水槽を整備します。
- 消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利が少ない、住宅密集地や狭あい道路がある地域の整備・充実に努めます。また、消防水利の管理システムを導入し消防水利の充足率の向上を図ります。

主な取組

- ・耐震性防火水槽等消防水利の整備

(17) 都市公園の整備及び災害対応の機能強化

脆弱性評価

- 大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要があります。



推進方針

- 公園・緑地を計画的に配置し、広域避難場所としても十分機能するよう整備・充実に努めるとともに、緑地の拡大・農地の保全にも万全を期す等、オープンスペースをできる限り多く確保します。
- 大規模火災や地震火災時における安全を確保するため、広域避難場所の充実を図り、広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進めます。

主な取組

- ・都市公園等の再整備【遊具・トイレ等改築】によるオープンスペースの確保
公園施設長寿命化対策支援事業【遊具等改築】
都市公園安全・安心対策緊急支援事業【トイレ等改築】
- ・震災一時避難場所の備蓄倉庫、ソーラー照明灯の整備
- ・防災公園の整備【照明灯、法面对策、防災倉庫】による避難地の確保
- ・地域防災拠点を担う都市公園の整備推進と安全安心化【法面对策、防災施設等】

2-2 津波・高潮等による多数の死傷者の発生

(18) 海岸保全施設の整備

脆弱性評価

- 海岸堤防は、河川とは異なり、水防や避難が困難な場合が多く、一旦堤防が決壊すれば被害面積の大きいことや塩害を伴うこと等、沿岸の地域住民に与える影響も甚大です。

推進方針

- 海岸及びその堤防の決壊した場合における被害を防ぐ観点から、事業計画及び実施にあたっては、県や国と連携して緊急性の高いものから順次改良・補強を行っていきます。

主な取組

- ・ 県や国と連携した海岸堤防の高潮対策、耐震化
- ・ 日奈久港海岸保全施設の長寿命化計画
- ・ 県管理海岸保全施設の点検や対策等の要請
- ・ 県管理海岸の老朽化対策等の促進
- ・ 海岸施設の整備、維持管理、改築更新、機能強化（日奈久港）
- ・ 港湾施設の整備、維持管理、浚渫、改築更新、機能強化（日奈久・鏡港）

(19) 迅速な避難のための体制整備

脆弱性評価

- 津波・高潮等による建築物の損壊・浸水や避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要があります。

推進方針

- 津波に対し安全性が確保できる高層階を有する建築物や高台を津波避難ビルや避難場所として選定します。なお、津波に対する避難場所、津波避難施設、津波避難ビルは、今後、市が地域住民等の参画を得て策定する津波避難計画の検討過程において、住民意見を十分に反映しつつ指定、整備を行います。
- 高潮の場合、台風等の接近により急激な風雨の強まりや、台風接近が満潮と重なる場合には急激な潮位上昇が発生することも想定されます。そのため、避難者の避難行動の安全を確保するために、気象予警報の発表前でも、風雨の強まる前で、かつ、浸水が始まる前の時期で、明るい時間帯のうちに早期の自主避難の呼びかけや避難指示等の発令を行います。
- 高潮により被害が予想される地域をハザードマップにより地域住民へ周知徹底するとともに、危険区域の設定等により被害を未然に防ぐよう努めるものとします。また、高潮発生時の一時避難拠点として利用するため、危険区域内建物等の把握を行います。

主な取組

- ・ 津波・水害避難ビルの協定を締結
- ・ 防災マップの配付
- ・ WEBハザードマップの内容充実
- ・ 防災出前講座の実施
- ・ 避難指示等の避難情報の判断・伝達マニュアルの改訂
- ・ 新たな防災行政情報通信システムの整備・適切な運用

2-3 台風や集中豪雨等による市街地の浸水に伴う死傷者の発生

(20) 浸水被害の防止に向けた河川、雨水施設の整備・耐震化・維持管理・改築更新

脆弱性評価

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要があります。
- 市街地においては、近年の局地的集中豪雨の多発により、浸水被害が増加傾向にあります。そのため、浸水被害の著しい地区において、重点的に雨水排水整備を行うとともに、施設の老朽化に対して、改築・更新を行い、被害の軽減を図る必要があります。

推進方針

- 護岸崩壊や漏水等を防止する河川改修を、引き続き実施するとともに、適切な維持管理、計画的な耐震化及び改築更新を行います。
- 浸水被害の著しい地区について、雨水排水施設整備を早期に行うとともに、既存の雨水排水施設についても適切な維持管理や耐震対策、施設の老朽化に伴う長寿命化・改築更新工事を行い、被害の軽減に努めます。
- 浸水地域で、個別（戸別）に対応可能な所において、消防小型動力ポンプを利用し排水作業を行う体制を整えます。
- 「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づき、河道掘削や輪中堤・宅地かさ上げ等を実施し、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策を講じます。

主な取組

- ・県と連携した砂防事業の整備推進
- ・八代市公共下水道事業計画、八代北部流域下水道事業計画、八代市八代北部流域関連公共下水道事業計画、下水道浸水被害軽減総合計画、八代市公共下水道ストックマネジメント計画、八代市公共下水道長寿命化計画、八代市下水道BCP、社会資本総合整備計画に基づく施設整備の推進
- ・雨水ポンプ場（中央・野上・麦島）、下水道管渠施設（雨水）、雨水調整池の整備・耐震化・維持管理・改築更新事業、八の字ポンプ場整備
- ・宮地都市下水路、日奈久都市下水路、日奈久浜町ポンプ場の維持管理・改築更新事業
- ・排水施設の適正な維持管理と計画的な更新
- ・未改修河川の河川改修の整備推進
- ・県管理河川（大鞘川等）の河川改修の整備及び適切な維持管理の促進
- ・球磨川萩原地区の堤防補強、適切な維持管理の促進
- ・消防小型動力ポンプの適正な維持管理と計画的な更新
- ・国や県との協働による「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」の推進

(21) 事前予測が可能な災害への対応

脆弱性評価

- 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要があります。



推進方針

- 大雨等が予想される場合、避難者の避難行動の安全を確保するため、気象予警報の発表前でも、風雨の強まる前で、かつ、浸水が始まる前の時期で、明るい時間帯のうちに、早期の自主避難の呼びかけや避難指示等の発令を行う。また、防災出前講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進めます。
- 球磨川及び県管理河川の想定しうる最大規模の洪水に対応した浸水想定区域図の周知を行います。
- 太田郷校区コミュニティタイムライン（避難行動計画）を他の校区にも拡充させ、水害に対する市民の防災意識の向上を図ります。
- 消防団車両により早期避難等の広報活動を行います。
- 大規模災害を想定し、住民が安全かつ迅速に避難できるように広域避難の体制を整備します。

主な取組

- ・防災出前講座の実施
- ・ホームページや広報やつしろ等による情報収集手段の周知
- ・消防団車両を活用した広報活動の実施
- ・防災アプリや登録制メールなどの情報受信手段の登録促進
- ・コミュニティタイムライン（避難行動計画）の拡充
- ・想定し得る最大規模の洪水に対応した防災マップの作成
- ・広域避難計画の策定及び周辺自治体との協定の締結

2-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

(22) 山地・土砂災害対策の推進

脆弱性評価

- 土砂災害対策については、砂防事業等の実施により市民生活の安全性が高められ、一定の成果はあがっていますが、集中豪雨等による自然災害は新たな事業実施の必要箇所を生み出しており、土砂災害から市民を守るため、継続して整備を行う必要があります。
- 山間地の道路においては、集中豪雨時の土砂流出や、通常時においても道路法面からの落石が見られるため、道路通行者への二次被害が懸念されます。

推進方針

- 荒廃した山林の表面保護を行い、災害の発生を未然に予防し住民生活の安全を確保します。また、県との連携を図り、土砂災害対策を進めます。
- 山間地の道路には、調査点検結果や地域要望を踏まえ、効果的な取組を実施します。

主な取組

- ・県と連携を図り砂防施設の計画的な整備促進
- ・治山事業の促進
- ・県と市による山地災害防止パトロールの実施
- ・土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進

2-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生

(23) 通信手段の機能強化

脆弱性評価

- 災害発生後、電気・電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、全市域をカバーする無線通信網の整備・維持管理を図る必要があります。
- 過去の災害事例から見て、情報伝達の果たす役割は大きいものの、施設被害や電話の輻輳による一時的な混乱が予測されるため、災害時通信設備等の配備を推進し、緊急通信手段の確保を図る必要があります。
- 大規模災害時、通信施設が被災し、県、国、消防等防災関係機関との通信が途絶する恐れがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要があります。

推進方針

- 大規模災害時、通信設備の耐震化や冗長化等通信体制の強化を図るとともに、長時間の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の機能強化を図ります。
- 通信指令システムの耐震化等、通信指令システムの通信基盤・施設の強化及び緊急時代替施設の整備を図るとともに、被害情報等の管理能力の強化を図ります。

主な取組

- ・携帯電話等エリア整備事業による不感地区の解消推進
- ・光ブロードバンド未整備地区の解消
- ・CATV事業の光ケーブル化整備等
- ・八代地域イントラネット運用事業による行政ネットワークの強靱化対策
- ・新たな防災行政情報通信システムの整備・適切な運用
- ・燃料の供給に関する協定締結
- ・CATV事業から光ファイバ網を活用した映像配信へ移行
- ・公共施設における公衆無線LANの整備

(24) 要支援者対策の推進

脆弱性評価

- 大規模災害時、避難行動要支援者※への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要があります。

推進方針

- 避難行動要支援者の支援を円滑かつ的確に実施するため、平常時から避難行動要支援者に関する情報を収集するとともに、具体的な避難支援計画（全体計画）の策定に努めます。
- 指定避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、要配慮者に配慮したわかりやすい標記等に努めます。
- 避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳（個別計画）の作成とともに、避難行動要支援者登録制度の周知に努めます。

主な取組

- ・避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定
- ・避難行動要支援者名簿の作成・更新
- ・避難行動要支援者台帳（個別計画）の作成
- ・避難行動要支援者登録制度の周知
- ・要配慮者施設に対し、避難確保計画の作成指導
- ・指定避難所等の看板の設置

避難行動要支援者：災害対策基本法の規定により、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

(25) 観光客の安全確保

脆弱性評価

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要があります。

推進方針

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、受け入れ体制の向上を図ること、また、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図ります。

主な取組

- ・各観光施設の被害状況等の報告、指示を出すための連絡網の構築
- ・指定管理施設との災害協定の締結
- ・携帯電話等エリア整備事業による不感地区の解消推進
- ・光ブロードバンド未整備地区の解消
- ・公共施設における公衆無線 LAN の整備

(26) 外国人に対する情報提供の配慮

脆弱性評価

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要があります。



推進方針

- 要配慮者としての外国人に対して、スマートフォン等の電子媒体を活用した情報発信の基盤を構築し、外国人が災害関連情報を入手しやすい環境の整備を行います。

主な取組

- ・災害時のための多言語対応による情報発信アプリの開発
- ・多言語対応による WEB ハザードマップの配信
- ・携帯電話等エリア整備事業による不感地区の解消推進
- ・光ブロードバンド未整備地区の解消
- ・公共施設における公衆無線 LAN の整備

(27) 保育園、幼稚園、学校の災害対応の機能向上

脆弱性評価

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、保育園、幼稚園、学校内での情報連絡体制及び園児、児童、生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制を整備する必要があります。



推進方針

- 園児、児童、生徒を対象に、「子供を災害から守る」ことを重点目標として、これらに係る災害等について危機管理マニュアルに基づいて教育指導を実施します。
- 保育園、幼稚園、学校は、それぞれが実施する防災訓練において防災教育の徹底に努め、大規模な災害が発生した場合、適切な行動がとれるよう避難訓練や保護者への引き渡し訓練等を実施します。

主な取組

(保育園)

- ・危機管理マニュアルの見直し
- ・災害を想定した避難訓練及び引き渡し訓練の実施
- ・公立保育園における避難確保計画の作成
- ・私立保育園等の避難確保計画作成に係る周知及び支援
- ・公私立保育園等との緊急連絡網の整備
- ・公私立保育園等における応急保育の実施計画の作成

(小・中学校、特別支援学校、幼稚園)

- ・災害に適切に対応できる危機管理マニュアルの見直し・改善
- ・災害を想定した専門的な研修の実施
- ・防災主任を中心とした校内研修の充実
- ・強化、災害を想定した避難訓練及び引き渡し訓練の実施

3 行政機能の確保

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(28) 発災直後の職員参集及び対応体制の整備

脆弱性評価

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞等で、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要があります。

推進方針

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、災害時において、迅速かつ的確な活動が行えるよう、研修や講習会を実施します。また、職員防災行動マニュアル等を随時更新します。

主な取組

- ・呼集メールの受信訓練の実施
- ・職員防災行動マニュアルの改訂
- ・災害対策本部運営マニュアルの作成

(29) 職員の安全確保に関する意識啓発

脆弱性評価

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要があります。



推進方針

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、研修や講習会を実施し、対応能力の向上を図ります。

主な取組

- ・新規採用職員に向けた「防災・危機管理研修」の実施
- ・非常時を想定した参集訓練の実施

4 情報通信機能の確保

4-1 情報通信の麻痺・長期停止

(9) 公共施設等の防災機能強化（再掲）

脆弱性評価

- 熊本地震において本庁舎が被災した経験等を踏まえ、大規模地震等の発生時、災害時の拠点となる市庁舎や緊急避難施設となるコミュニティセンターや教育施設、その他多数の者が利用する施設等の倒壊、天井や空調設備等非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防災対策を進める必要があります。
- また、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要があります。

推進方針

- 災害時の拠点となる市庁舎や、緊急避難施設となるコミュニティセンター、教育施設、その他多数の者が利用する施設等、防災上重要な市有建築物の非構造部材も含めた耐震化や防災対策を計画的に進めます。津波浸水が想定される、地域内の防災上重要な市有建築物について、津波に対する安全性の推進を図ります。
- 電力供給の途絶に対応するための非常用電源や再生可能エネルギー設備等、水施設(井戸等)、各種トイレ等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保します。

主な取組

- ・新庁舎の防災機能の強化
- ・坂本地区防災拠点施設の整備
- ・コミュニティセンターの計画的な整備（耐震化、長寿命化、改築、バリアフリー化、トイレ洋式化、空調機整備）の推進、防災機能の強化（非常用電源、手押しポンプ、フリーWi-Fi等）
- ・市有公共建築物の施設整備（耐震化、長寿命化、維持保全、バリアフリー化、多目的トイレ整備、トイレ洋式化）の推進
- ・学校施設の耐震化（地震補強、改築等）、防災機能の強化（非構造部材の耐震対策工事、体育館等へのエアコン設置、ライフライン確保の整備、水害対策工事等）、老朽化対策（長寿命化改良、大規模改造等）、トイレ洋式化、バリアフリー化、空調機整備の推進
- ・公営住宅の施設整備（長寿命化、維持保全、大規模改造、建替等）の推進
- ・社会福祉施設等の施設整備（耐震化、改築等）の促進
- ・児童福祉施設等の施設整備（耐震化、改築等）の促進
- ・補助金等を活用した備蓄体制の充実（発電機及び水等）
- ・災害対策本部等の代替施設の確保

5 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

5-1 食料・飲料水等物資供給の長期停止

(30) 家庭や事業所における備蓄の促進

脆弱性評価

- 災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されるため、道路の混乱が収まり、流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資も到着するまでの間の必要物資は、あらかじめ自力で確保できる目途をつけておく必要があります。

推進方針

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄品の確保の重要性を防災出前講座や広報やつしろ、ホームページ等で周知し、各事業者や家庭等において最低3日分の備蓄を促進します。

主な取組

- ・防災出前講座の実施
- ・エフエムやつしろ「防災減災効くラジオ」や広報やつしろを活用した周知・啓発

(31) 市での備蓄の推進

脆弱性評価

- 災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されるため、道路の混乱が収まり、流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資も到着するまでの間の必要物資は、あらかじめ自力で確保できる目途をつけておく必要があります。



推進方針

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、食料や飲料水等、必要な備蓄量を確保します。
- 市内全域を網羅できるよう防災備蓄倉庫の整備を進めます。

主な取組

- ・ 備蓄飲料水及び備蓄食料の計画的な調達・配備（市職員用も含む）
- ・ 備蓄倉庫の計画的な整備

(32) 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備

脆弱性評価

- 物資供給の長期停止により、家庭や事業所、市における備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要があります。



推進方針

- 市内各事業所等との協定締結を促進し、調達先の多重化を行い、物資の確保に努めます。
また、円滑な物資の確保を図るため、災害時における財務処置の事務要領について整備します。
- 国・県・他自治体・民間からの支援物資の受け入れ体制・配送体制を整備します。

主な取組

- ・ 市内各事業所等との協定締結
- ・ 災害時協力事業所の登録
- ・ 物資配送体制の確立及び集積場の指定

(33) 水道施設の耐震化

脆弱性評価

- 地震や台風等による大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等と合わせて耐震化等による施設の強化を進め、安定した水の供給を確保する必要があります。



推進方針

- 耐震化等により水道施設の災害に対する備えを強化するとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめます。また、被災しても速やかに復旧できる施設とするため、幹線配水管の二重化や、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を行います。

主な取組

- ・水道施設の耐震化及び幹線配水管の二重化

5-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(34) 避難所運営体制の構築

脆弱性評価

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要があります。

推進方針

- 災害時に設置される避難所について、プライバシーの確保、要配慮者への配慮や男女共同参画、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防、ペット同行等の多様な視点に配慮した避難所等開設・運営マニュアルを必要に応じ修正・更新を行います。
- 消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携・協力し、マニュアルに基づく地域住民参加の避難所開設・運営訓練等を通じて、地域住民へ避難場所の運営管理に必要な知識等の普及に努めます。

主な取組

- ・八代市受援マニュアルの策定、改訂
- ・避難所等開設・運営マニュアルの更新
- ・防災出前講座の実施
- ・避難所開設・運営訓練の実施
- ・地域や自主防災組織が自ら運営を行う「自主運営避難所」の設置・運営に係る支援
- ・スマート避難所システムの登録促進

(35) 避難所等の保健衛生・健康対策

脆弱性評価

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生や心のケアを含めた健康対策を講じる体制を整備する必要があります。

推進方針

- 保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）※等の受援体制を構築します。
- 大規模災害時は避難の長期化が想定されることから、避難所等の環境整備等安全な居場所の確保に努めます。
- 災害時に設置される避難所について、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等の多様な視点に配慮した避難所等開設・運営マニュアルを必要に応じ修正・更新を行います。
- 大規模災害時は避難の長期化が想定されることから、夏場の暑さ等の対策として避難所への空調設備の設置を検討します。

主な取組

- ・ 感染症予防に必要な情報の周知啓発
- ・ 消毒液、グローブ、マスク等の備蓄品の整備
- ・ 八代市受援マニュアルの策定、改訂
- ・ 避難所等開設・運営マニュアルの更新
- ・ スマート避難所システムの登録促進

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）：Disaster Health Emergency Assistance Team の略。

重大な健康危機が発生した際に、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織されたチーム。被災都道府県等に派遣され、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能等を補佐するもの。

(36) 福祉避難所の円滑な運営

脆弱性評価

- 大規模災害時、福祉避難所※の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要があります。

推進方針

- 福祉避難所の確保にあたっては、県の支援も得ながら早期の指定に努めます。
- 福祉避難所に指定した場合には、福祉避難所の役割や活用促進について市民への周知徹底に努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難について実施します。

主な取組

- ・福祉避難所の指定
- ・福祉避難所設置運営マニュアルの更新

福祉避難所：災害時に、一般避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦等、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難施設。

(37) 指定避難所以外の被災者の把握体制

脆弱性評価

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者等指定避難所以外の被災者を想定した対策の必要があります



推進方針

- 指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの被災者が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練を実施します。また、施設管理者は、市担当部局等や近隣の指定避難所等の把握に努めます。

主な取組

- ・市施設の指定管理者との災害時等における施設利用の協力に関する協定の締結、情報交換
- ・津波・水害避難ビルの締結、情報交換

(38) エコノミークラス症候群の予防

脆弱性評価

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要があります。



推進方針

- 避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、予防に必要な運動等の啓発を行います。

主な取組

- ・関係機関と連携したチラシ配布、住民教育等の予防活動の実施
- ・避難所等・開設運営マニュアルの更新
- ・防災出前講座の実施

5-3 長期にわたる孤立集落等の発生

(39) 孤立集落対策の推進

脆弱性評価

- 土砂災害等による道路の寸断や河川の増水等により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や、救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、孤立集落対策に取り組む必要があります。

推進方針

- 土砂災害危険箇所と集落及び道路配置状況から、土砂災害等が発生した場合に孤立化することが想定される地区を事前に把握するよう努めます。
- 中山間地等で、土砂災害等による輸送路の途絶等による孤立化が想定される地区においては、特に防災備蓄倉庫の整備に努めます。
- 防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを進めます。
- 災害時の支援物資の輸送や救助活動を行うため、県防災消防ヘリの活用等、孤立集落発生時の情報伝達体制の構築、対応手順の検討等を行います。

主な取組

- ・道路（農道、林道含む）の定期パトロールの実施
- ・道路（農道、林道含む）の舗装工事の推進及び維持管理
- ・道路災害防除工事の推進
- ・防災マップの配付
- ・WEBハザードマップの更新
- ・備蓄倉庫の計画的な整備
- ・自主運営避難所の登録支援

(40) 地域コミュニティの維持

脆弱性評価

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要があります。

推進方針

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組について支援します。
- 多様な市民が参加し、地域が抱える課題を自ら解決できるよう地域協議会を支援し、各地域の防災力の向上を図ります。

主な取組

- ・まちづくりに関し、市民参加と協働を進めるための基本的ルールを定めた「協働のまちづくり推進条例」の周知・啓発
- ・地域コミュニティの基礎となる自治会（町内会、区会等）を維持・支援するための、「運営ガイドブック」の作成
- ・地域協議会に対する交付金等の財政的支援、地域アドバイザーの配置等の人的支援の実施
- ・防災出前講座や防災訓練の実施
- ・自主防災組織の拡大と組織活性化のための補助金の交付

(41) 農業用排水施設の更新整備及び保安全管理

脆弱性評価

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設を整備する必要があります。



推進方針

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場をはじめとする農業用排水施設等の計画的な更新を実施するとともに、適切な保安全管理に取り組みます。

主な取組

- ・ 老朽化した農業用排水施設等の維持管理並びに計画的な更新
(土地改良事業：氷川下流、宝出、日奈久新開町、文政、金剛、古閑浜、津口・芝口、昭和、野崎、両出、貝洲地区)
- ・ 排水機場の日常的な点検、適切な維持管理
- ・ 土地改良区と連携した農業用排水施設の管理

5-4 長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(42) 災害時の帰宅困難者の支援体制の整備

脆弱性評価

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等への支援が行われる体制を整備する必要があります。

推進方針

- 交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生した場合の滞在場所の確保を行います。特に、女性専用施設の確保に努めます。
- 徒歩帰宅者を支援するため、コンビニや小売業等関係業者との協定締結を促進します。
- 災害時の家族・親戚等の安否確認のためのサービス、災害用伝言ダイヤル（171）※や災害用伝言板（web171）※等の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図ります。

主な取組

- ・帰宅困難者用避難所の指定の検討
- ・各種災害協定の締結
- ・防災出前講座の実施
- ・備蓄倉庫の計画的な整備

災害用伝言版（WEB171）：携帯電話・スマートフォンやインターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板のこと。
災害用伝言ダイヤル（171）

(43) 公共交通機関に係る情報体制の整備

脆弱性評価

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要があります。



推進方針

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、九州旅客鉄道(株)、肥薩おれんじ鉄道(株)、産交バス(株)等の交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を進めます。

主な取組

- ・防災関係機関の連絡先一覧の更新
- ・衛星携帯電話の配備
- ・ホームページ、防災アプリ、メール等の活用

5-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(44) 医療救護活動の体制整備

脆弱性評価

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要があります。

推進方針

- 大規模災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、県、保健所、災害派遣医療チーム（DMAT）※等の医療チーム、八代市医師会、八代郡医師会、八代歯科医師会、八代薬剤師会、その他の関係機関との連携により、初動医療体制の整備、医薬品の確保等を進めます。

主な取組

- ・県、保健所、医師会等の関係機関との連携強化の推進

災害派遣医療チーム（DMAT）：Disaster Medical Assistance Team の略。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのこと。

5-6 疫病・感染症等の大規模発生

(45) 感染症の発生・まん延防止

脆弱性評価

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要があります。



推進方針

- 感染症、食中毒の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、県等と連携し感染症予防のための啓発、衛生管理及び消毒等の措置を実施します。

主な取組

- ・感染者の発見と適切な予防措置の実施に向けた関係機関との体制の構築
- ・避難所等の環境整備
- ・住民への衛生指導

(46) 生活用水の確保

脆弱性評価

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、飲料水やトイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要があります。

推進方針

- 上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めます。
- 水源地（配水池）は、地震等の災害時において給水拠点となる重要な施設であることから、耐震化等適切に整備を図り、飲料水の確保に努めます。また、生活用水の補給給水源として小・中学校等のプール水を活用します。
- 各家庭においては、飲料水、生活用水を備蓄しておくよう啓発に努めます。

主な取組

- ・水道施設の耐震化及び緊急遮断弁の設置
- ・防災井戸の協定の締結
- ・防災出前講座の実施
- ・飲料水の計画的な備蓄

(47) 下水道、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等整備による施設の機能確保

脆弱性評価

- 大規模災害時、下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の耐震化等を進めるとともに、機能確保のための業務継続体制を整備する必要があります。

推進方針

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、適切に施設の点検を強化して保全に努め、災害発生時に被害を最小限にとどめるために、重要施設、基幹施設等の施設整備・強化を行います。
- 維持管理コストの縮減に資する施設の改築更新及び長寿命化を行うとともに、地震等の災害が起きた後でも持続的な汚水処理サービスの提供ができるように、耐震性能を有していない施設については、耐震化を進めます。
- 災害時の断水等によりトイレが使用出来ない場合を考慮し、緊急用仮設トイレ（マンホールトイレ等）が利用できるように、汚水処理管渠の優先的な機能確保に努めます。
- 業務継続体制を強化するため、業務継続計画（BCP）の改訂や訓練を実施し、実効性の向上を図ります。

主な取組

- ・八代市公共下水道事業計画、八代北部流域下水道事業計画、八代市八代北部流域関連公共下水道事業計画、下水道浸水被害軽減総合計画、八代市公共下水道ストックマネジメント計画、八代市公共下水道長寿命化計画、八代市下水道BCP、社会資本総合整備計画に基づく施設整備の推進
- ・八代市水処理センター、中継ポンプ場（中央・松崎、麦島）、下水道管渠施設（汚水）、マンホールポンプの整備・耐震化・維持管理・改築更新
- ・南区処理場、下岳上処理場、農業集落排水処理管渠施設、マンホールポンプの整備・耐震化・維持管理・改築更新事業
- ・し尿処理施設等の耐震化・維持管理・改築更新

6 ライフラインの確保及び早期復旧

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

(48) 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化

脆弱性評価

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要があります。

推進方針

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図ります。

主な取組

- ・市有公共建築物の施設整備（耐震化、長寿命化、維持保全）の推進
- ・応急復旧対策等について九州電力との協定締結
- ・非常用発電機の備蓄

(49) 再生可能エネルギー設備等の普及促進

脆弱性評価

- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の普及を促進する必要があります。
- 電力事業者の被災により、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要があります。



推進方針

- 再生可能エネルギー設備等の普及に関する情報提供や普及啓発に努めます。
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、電気を確保するため、太陽光発電システム等の導入を進めます。
- 防災拠点や避難所において、電力供給の途絶に対応するための非常用電源や再生可能エネルギー設備等の整備に努めます。

主な取組

- ・再生可能エネルギー設備等に関する情報提供や普及・啓発
- ・一般住宅への再生可能エネルギー設備等の導入に対する支援
- ・防災拠点や避難所の防災機能の強化（非常用電源等）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(50) 応急給水体制の整備

脆弱性評価

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染、停電による個人用井戸等の停止により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要があります。



推進方針

- 災害により送水管、配水管等が被災し、給水ができなくなった場合を想定して配水池緊急遮断弁の設置及び水源地を拠点として応急給水を行う体制の確保を図ります。
- 停電による個人用井戸等の停止に対し、応急給水の体制づくりを進めます。

主な取組

- ・水道施設の耐震化及び緊急遮断弁の設置
- ・給水車等の保有や応援給水協定の見直し

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(51) 下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の耐震化・維持管理・改築更新

脆弱性評価

- 大規模災害時、下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の被災により、長期間にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の耐震化等を進めるとともに、機能確保のための業務継続体制を整備する必要があります。

推進方針

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、適切に施設の点検を強化して保全に努め、災害発生時に被害を最小限にとどめるために、重要施設、基幹施設等の施設整備・強化を行います。
- 維持管理コストの縮減に資する施設の改築更新及び長寿命化を行うとともに、地震等の災害が起きた後でも持続的な汚水処理サービスの提供ができるように、耐震性能を有していない施設については、耐震化を進めます。
- 災害時の断水等によりトイレが使用出来ない場合を考慮し、緊急用仮設トイレ（マンホールトイレ等）が利用できるように、汚水処理管渠の優先的な機能確保に努めます。
- 業務継続体制を強化するため、業務継続計画（BCP）の改訂や訓練を実施し、実効性向上を図ります。

主な取組

- ・八代市公共下水道事業計画、八代北部流域下水道事業計画、八代市八代北部流域関連公共下水道事業計画、下水道浸水被害軽減総合計画、八代市公共下水道ストックマネジメント計画、八代市公共下水道長寿命化計画、八代市下水道BCP、社会資本総合整備計画、に基づく施設整備の推進
- ・八代市水処理センター、中継ポンプ場（中央・松崎、麦島）、下水道管渠施設（汚水）、マンホールポンプ整備の耐震化・維持管理・改築更新
- ・南区処理場、下岳上処理場、農業集落排水処理管渠施設、マンホールポンプ整備の耐震化・維持管理・改築更新事業
- ・し尿処理施設等の耐震化・維持管理・改築更新

(52) 浄化槽の整備

脆弱性評価

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。



推進方針

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換促進を支援します。

主な取組

- ・浄化槽設置整備補助による転換促進の継続

7 二次災害の防止

7-1 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(53) 沿道建築物の耐震化、通行空間の確保

脆弱性評価

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要があります。

推進方針

- 大規模災害時の沿道建築物やブロック塀の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進し、沿道建築物の安全性の確認やブロック塀の安全確保を促進します。
- 建築物からの落下物や倒壊等を防ぐため、維持管理や老朽化対策を適切に実施するよう建築物の所有者等に促すと共に、空き家再生等推進事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進し、管理や対策への支援等を行います。

主な取組

- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断への助成
- ・避難路等に面する危険ブロック塀等の除却への助成
- ・老朽危険空き家等除却に関する助成
- ・八代市地域防災計画に基づく受援体制の構築

(54) 被災建築物等の迅速な把握

脆弱性評価

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制を整備する必要があります。



推進方針

- 地震で被災した建物が余震等による倒壊、部材の落下等の二次災害を引き起こすことを防止するため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施できるよう、判定拠点を想定し資材や人材を確保・育成します。

主な取組

- ・迅速な判定が実施できるよう、県等と連携した訓練の実施や、判定体制の強化
- ・建築物の応急危険度及び被災宅地の危険度を判定する資材の確保・人材の育成
- ・八代市地域防災計画に基づく応援体制の整備

7-2 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(55) 農業用ため池等の維持管理・更新

脆弱性評価

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性を確保する必要があります。



推進方針

- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を進めます。

主な取組

- ・農業用ため池ハザードマップの作成
- ・農業用ため池の点検、適切な維持管理

(56) 道路防災施設の維持管理・更新

脆弱性評価

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性を確保する必要があります。



推進方針

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行います。

主な取組

- ・道路災害防除工事の推進

(57) ダム・砂防施設の維持管理・更新

脆弱性評価

- 大規模災害時のダム・砂防施設の損壊等による二次災害により、下流域で人的被害が拡大するおそれがあるため、ダム等の安全性を確保する必要があります。



推進方針

- 大規模災害時のダム・砂防施設の損壊等による二次災害を防止するため、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行うように要請します。

主な取組

- ・県管理施設（ダム・砂防施設）の老朽化対策等の整備促進

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(58) 有害物質対策

脆弱性評価

- 中小規模の民間建築物において、吹き付けアスベストが使用されたままになっている可能性があります。そのため、被災建築物における吹き付けアスベストの露出及び解体工事時のアスベストの飛散による健康被害への影響が懸念されます。
- 大規模災害発生時、事業所等から化学物質等有害物質の大規模拡散・流失による環境への悪影響が懸念されます。

推進方針

- 吹き付けアスベストの使用状況の把握と除去等を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業の推進や補助制度等を活用し支援します。
- 有害物質の大規模拡散・流出を防止するため、消防において化学物質等による特殊災害（NBC災害※）に対応する体制を強化します。また、関係機関との連携訓練を継続し、広域的な災害への対応力も併せて強化します。

主な取組

- ・ 吹付建材へのアスベスト含有調査に対する助成
- ・ 吹付アスベスト建材の除却等に対する助成
- ・ 消防車両、資機材の整備及び維持管理
- ・ 関係機関との連携訓練の実施

NBC 災害：核（nuclear）、生物（biological）、化学物質（chemical）により発生した災害。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(59) 農業生産基盤の整備及び保安全管理

脆弱性評価

- 耕作放棄地の増加等により、国土保全や洪水防止等の多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等を行う必要があります。

推進方針

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持します。
- 耕作放棄地や遊休農地は、中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度※等を活用し、農地の保全を図ります。また、平坦部においては、担い手への農地集積を図り、農業生産基盤の保安全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能の適切な維持・発揮に努めます。

主な取組

- ・中山間地域等直接支払制度を活用した農地の維持・保全
- ・耕作放棄地発生の未然防止
(農地中間管理事業、八代市農地集積対策事業等を活用した担い手への農地集積)
- ・耕作放棄地解消事業を活用した耕作放棄地の復旧
- ・各種補助事業による農業生産基盤の計画的な整備
- ・多面的機能支払交付金事業※の周知、拡大

中山間地域直接支払制度：農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

多面的機能支払交付金事業：農地の草刈り、水路の泥上げ、農道・農業用施設の維持管理や農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化に対して農業者と地域住民が一体となって行う共同活動を支援する制度。

(60) 鳥獣被害対策の推進

脆弱性評価

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要があります。



推進方針

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、鳥獣害防止総合対策事業の活用や地域懇談会、研修会等を開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに取り組んでいくとともに、森林環境譲与税※を活用し、森林被害対策についても取り組んでいきます。

主な取組

- ・有害鳥獣捕獲の推進
- ・地域住民を対象とした「わな」による捕獲講習会の実施
- ・シカによる食害防止のため侵入防止柵の設置促進と修繕の実施

森林環境譲与税：温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を、安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されたもの。令和元年度から、市町村や都道府県に対して譲与が開始され、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で按分して譲与される。

(61) 適切な森林整備の推進

脆弱性評価

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において、山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を進める必要があります。



推進方針

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節等森林が持つ多面的機能を確保するため、人工林の主伐による林齢構成の平準化、公益的機能を維持するために長伐期施業や育成複層林施業の実施、天然生林の的確な保全・管理に努めます。

主な取組

- ・ 間伐の実施及び伐採後の植林・下刈等適切な森林整備の実施

(62) 中山間地域の振興

脆弱性評価

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全を推進し、多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要があります。



推進方針

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域直接支払制度等を活用し、集落機能の維持と併せ農地の保全を図ります。

主な取組

- ・ 中山間地域等直接支払制度を活用した農地の維持・保全

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(63) 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備

脆弱性評価

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築しておく必要があります。



推進方針

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努めます。
- 正確な情報の収集や様々な広報媒体を通じた迅速な情報発信を行うため、市内観光事業者等と連携体制の構築に努めます。

主な取組

- ・新たな防災行政情報通信システムの整備
- ・災害対策本部広報班による情報の発信
- ・関係機関との情報収集、伝達体制の構築

7-6 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(64) 石油コンビナート火災等に対する体制の整備

脆弱性評価

- 八代内港石油基地の地域は石油類や高圧ガス等の危険物が多量に貯蔵され、取扱われている地域であり、大規模かつ広範囲に及ぶ火災、爆発等の災害が予想されます。そのため、石油コンビナート火災等が周辺地域へ大きな被害を与えるおそれがあることから、その拡大を防ぐ必要があります。

推進方針

- 石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された八代内港石油基地については、県が管理する区域であるため、県が実施する火災訓練や周辺地域住民への防災情報の提供等について、県と連携して取り組みます。

(県の取組)

- 石油コンビナート火災等において、迅速かつ適切な対応により被害の拡大を防ぐため、消防本部において石油コンビナート火災に対応する消火資機材の導入を促進するとともに、円滑な消火を行うための訓練を実施する。
- 大量の石油が取り扱われる石油コンビナート特別防災区域の周辺地域の住民へ、防災上の重要情報や避難指示等を確実に伝達できるよう、訓練等を通じて情報伝達体制を整備する。

主な取組

- ・ 県との連携した訓練の実施、周辺地域住民への防災情報の提供

8 経済活動の維持

8-1 サプライチェーン※の寸断等による企業の生産力低下

(65) 金融機関や商工団体等との連携

脆弱性評価

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要があります。

推進方針

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体等の経営支援機関との連携を進めます。

主な取組

- ・県セーフティネット保証制度の認定
- ・市中小企業融資制度活用の促進
- ・事業継続力強化計画策定の促進

サプライチェーン：原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。

(66) 物資・エネルギー供給に向けた港湾整備

脆弱性評価

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要があります。



推進方針

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や耐波性能等の強化を進めます。

主な取組

- ・港湾施設の維持管理計画策定（日奈久港・鏡港）
- ・県管理である重要港湾（八代港）の港湾施設の耐震化の要請
- ・港湾施設の整備、維持管理、浚渫、改築更新、機能強化（日奈久・鏡港）

8-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(67) 農地・農業用施設の保全

脆弱性評価

- 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要があります。



推進方針

- 地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場や用排水路等の農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行います。

主な取組

- ・農業用施設の適切な維持管理
- ・農業用施設の計画的な整備、耐震化

(土地改良事業：氷川下流、宝出、日奈久新開町、文政、金剛、古閑浜、津口・芝口、昭和、野崎、両出、貝洲地区)

(68) 災害時の集出荷体制の構築

脆弱性評価

- 大規模災害時の農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要があります。



推進方針

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行います。

主な取組

- ・農道・林道の適切な維持管理
- ・農道・林道の計画的な整備

(69) 農業施設の耐候性等の強化

脆弱性評価

- 大規模災害時の農業施設の被災により、本県で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制を整備する必要があります。



推進方針

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い低コスト耐候性ハウス※の導入を促進します。

主な取組

- ・低コスト耐候性ハウスの導入促進
- ・既存ハウスの補強、非常用電源やサビ止め等に対する補助

耐候性ハウス：一般的に普及している鉄骨補強パイプハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保したハウスであり、設置コストが同規模・同強度の鉄骨ハウスの7割以下のもの。

(70) 漁港の防災対策

脆弱性評価

- 大規模災害時、漁港施設の被災に伴い水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、漁港施設の耐災性の強化を図る必要があります。



推進方針

- 大規模災害時、漁港施設の耐災性の強化を図るため、関係者との協議を引き続き行い、市管理漁港の機能保全計画を進めます。

主な取組

- ・ 定期点検、適切な修繕等による長寿命化
- ・ 関係部局、県との連携

9 迅速な復旧・復興に向けた条件整備

9-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(71) 災害廃棄物処理体制の確立

脆弱性評価

- 大規模災害時において、適正な災害廃棄物の処理ができるよう、平時から処理体制の確立を図る必要があります。

推進方針

- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）※や地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等の周知に努めます。

主な取組

- ・関係団体との連携
- ・災害廃棄物処理に関する情報の周知

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）：環境省からの協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう支援する仕組み。研究・専門機関、廃棄物処理事業団体、建設業関連事業団体等の協力のもと、環境省が事務局となって運営。

(72) 仮置場の選定

脆弱性評価

- 仮置場については、災害廃棄物処理計画で八代市環境センターと八代市水処理センターを候補地として選定しているが、大規模災害時が発生した時は、2箇所では不足するので、事前に他の候補地を確保しておく必要があります。



推進方針

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、関係課かいとの協議、協力により、災害廃棄物の候補地を確保します。また、現仮置場候補地としての市有地は、各施設の面積が狭いため、民間の土地についても候補地として協力を依頼していきます。

主な取組

- ・ 災害廃棄物処理計画に基づく仮置場候補地の指定

(73) 関係団体等との連携

脆弱性評価

- 大規模災害時において、適正な災害廃棄物の処理ができるよう、現在、熊本県産業資源循環協会と協定を締結しています。



推進方針

- 災害廃棄物処理にあたっては、中間処理施設及び収集車両、その他の資機材を有する民間業者とあらかじめ協定や協力関係の構築を図ります。
- 「災害廃棄物の量」が処理能力を上回る場合の備えとして、一時保管場所の確保及び作業機械や車輛等の入手方法、搬出・処理に関する広域的応援体制を整備します。

主な取組

- ・ 関係機関等との協力体制の構築
- ・ 広域的応援体制の構築

9-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(74) 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成

脆弱性評価

- 大規模災害時の道路啓開※・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要があります。

推進方針

- 大規模災害時における復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行うとともに、就労環境の整備や資格取得の支援を進めます。

主な取組

- ・八代市受援マニュアルに基づく、建設業協会・造園防災協議会等との協定締結

道路啓開：災害時に、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生した際に、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業を行い、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。

(75) 建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化

脆弱性評価

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要があります。



推進方針

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化します。

主な取組

- ・八代市受援マニュアルに基づく、建設業協会・造園防災協議会等との協定締結
- ・災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携内容の随時確認及び体制の関係強化促進

(76) 学校における人材の育成

脆弱性評価

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材を確保する必要があります。



推進方針

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育等の専門的知識を有する人材を育成します。

主な取組

- ・防災リーダー育成の観点による防災教育の充実・強化
- ・学校と教育委員会の連携・協力による防災教育及び避難訓練の実施

(77) 災害ボランティアとの連携

脆弱性評価

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要があります。



推進方針

- 大規模災害時、市町村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に八代市受援計画を策定し、平常時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、その結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な改訂を行います。

主な取組

- ・八代市受援マニュアルの策定、改訂
- ・総合防災訓練の実施
- ・自主防災組織の育成

(78) 罹災証明書の速やかな発行

脆弱性評価

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要があります。



推進方針

- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、建物被害認定調査及び罹災証明書交付等の災害対応業務を円滑に遂行できる職員の育成を進めます。

主な取組

- ・八代市受援マニュアルの策定、改訂
- ・建物被害認定調査及び罹災証明書等交付業務のシステム構築
- ・研修、訓練による職員の育成

9-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(79) 応急仮設住宅の迅速な提供

脆弱性評価

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等を行っておく必要があります。



推進方針

- 大規模災害等で住宅を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対し、市営住宅への一時入居や応急仮設住宅の設置等により、応急的な住宅の提供を図ります。

主な取組

- ・市営住宅への目的外入居及び特定入居のための空き状況管理
- ・民間賃貸住宅における「みなし仮設住宅」確保のための関係団体との連携強化
- ・応急仮設住宅設置等に伴う候補地等情報収集

(80) 地籍調査の実施

脆弱性評価

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要があります。



推進方針

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にします。

主な取組

- ・地籍調査の継続的推進

※H30 末進捗率：59.6%（要調査面積 560.95 k m²のうち 334.48 k m²を実施）

(81) 相談体制の整備

脆弱性評価

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、市民からの各種相談に対応する必要があります。



推進方針

- 市役所本庁舎、各支所及び避難所等に相談窓口を設置し、要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うための体制を整備します。

主な取組

- ・被災者支援システムの導入、整備
- ・被災者支援システムの研修

9-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(82) 地域における共助の推進

脆弱性評価

■大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要があります。



推進方針

■大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、市と自主防災組織、消防団との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成等の充実を図ります。

主な取組

- ・自治会等の活動強化のための、転入者に対する自治会加入の推進
- ・防災出前講座の実施
- ・防災訓練の実施
- ・防災リーダー育成研修会の実施
- ・八代市登録防災士の活用
- ・自主防災組織の組織化及び活性化に向けた支援
- ・地区防災計画作成支援

(83) 地域と学校の連携

脆弱性評価

- 各小中学校では、児童・生徒に対する防災教育に取り組み、地域では、住民自治組織や町内会を中心に、学校等を会場に防災訓練をそれぞれ実施しています。大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要があります。



推進方針

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、学校と家庭・地域が連携した防災体制づくりや避難訓練の実施に努めます。

主な取組

- ・地域学校協働活動の推進
- ・防災型コミュニティスクールの運営
- ・住民参加型防災訓練の実施

9-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(84) 浸水対策、流域減災対策

脆弱性評価

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水防止対策の必要があります。

推進方針

- 大規模な浸水被害を防止するため、海岸・河川堤防等の施設整備等、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に進めるとともに、雨水排水施設、雨水ポンプ場、排水機場等の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を進めます。
- 国、県管理の河川における堤防補強等の整備を促進します。

主な取組

- ・八代市公共下水道事業計画、八代北部流域下水道事業計画、八代市八代北部流域関連公共下水道事業計画、下水道浸水被害軽減総合計画、八代市公共下水道ストックマネジメント計画、八代市公共下水道長寿命化計画、八代市下水道BCP、社会資本総合整備計画に基づく施設整備の推進
- ・雨水ポンプ場（中央・野上・麦島）、下水道管渠施設（雨水）、雨水調整池の整備・耐震化・維持管理・改築更新事業、八の字ポンプ場整備
- ・宮地都市下水路、日奈久都市下水路、日奈久浜町ポンプ場の維持管理・改築更新事業
- ・県や国と連携した海岸堤防の高潮対策や耐震化
- ・排水機場の計画的な整備、更新（土地改良事業：古閑浜、金剛、野崎、昭和、津口・芝口、北新地、流藻川地区）
- ・河川施設堤防等の施設整備の推進及び促進
- ・日奈久港海岸保全施設の長寿命化計画
- ・県と連携を図り、砂防施設の整備促進
- ・球磨川萩原地区の堤防補強の促進
- ・海岸施設の整備、維持管理、改築更新、機能強化（日奈久港）
- ・港湾施設の整備、維持管理、浚渫、改築更新、機能強化（日奈久・鏡港）

(85) 液状化危険度の高い地域への住民周知

脆弱性評価

- 大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、液状化危険度の高い地域に住む住民へ周知を図る必要があります。



推進方針

- 大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度分布図等の周知を図ります。

主な取組

- ・液状化危険度分布図等の周知

第5章 計画の推進

国土強靱化を着実に進めるため、重要業績指標（KPI）を用いて施策の進捗状況等の把握を行います。

重要業績指標（KPI）の設定にあたっては、30の起きてはならない最悪の事態のうち、重点化した12の項目（10p参照）について設定します。

なお、重要業績指標（KPI）については、総合計画に掲げる成果指標を活用するなど、総合計画との整合を図り、本計画との一体的な運用を行います。

重要業績指標（KPI）一覧

※目標値の種類

累計・・・最終年度までの数値の積み上げを目標として見る指標、単年・・・単年度の実績値を目標としてみる指標

指標名	基準値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	種類	起きてはならない最悪の事態
1 共通事項						
自主防災組織結成率	85%	H29	95%	R7	累計	1-1
防災行政情報通信システムの登録世帯数	0世帯	R2	43,300世帯	R7	累計	1-1
防災行政情報通信システム整備の進捗率	0%	R1	100%	R7	累計	1-1
防災拠点施設である市庁舎建設の進捗率	0%	R1	100%	R7	累計	1-1
コミュニティセンター（避難所）におけるトイレ洋式化率50%以上かつ多目的トイレの設置割合	11%	H29	100%	R7	累計	1-1
学校校舎天井（6m超）の耐震対策の進捗率	0%	H30	100%	R7	累計	1-1
農道の工事実施率	19.2%	H29	80.0%	R7	累計	1-1
林道の舗装実施率	84.3%	H29	88.0%	R7	累計	1-1
市道舗装実施率	87.0%	H29	92.0%	R7	単年	1-1
橋梁定期点検完了率	100%	H29	100%	R7	単年	1-1
都市計画道路西片西宮線の整備率	56.2%	R2	84.9%	R7	累計	1-1
2 人命の保護						
民間建築物耐震化支援事業の案内DM件数	146件	H29	52,000件	R7	単年	2-1
民間建築物耐震支援事業に関する記事（市報）	2回	H29	2回	R7	単年	2-1
民間建築物耐震支援事業に関する放送（FMやつしろ）	3回	H29	3回	R7	単年	2-1
要緊急安全確認大規模対象建築物への耐震化実施のための働きかけ件数	1件	H29	1件	R7	単年	2-1
人口10万人に対する消防団員数	1,813人	R2	1,813人	R7	単年	2-1
自主防災組織結成率（再掲）	85%	H29	95%	R7	累計	2-2
市民一人当たりの公園面積	6.7㎡/人	H29	6.9㎡/人	R7	単年	2-1

指標名	基準値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	種類	起きてはならない最悪の事態
都市公園トイレバリアフリー化率	42.3%	H29	78.0%	R7	単年	2-1
排水路（都市下水路）改良工事延長	887m	H30	300m	R7	単年	2-3
河川改修工事延長	362m	H29	300m	R7	単年	2-3
球磨川流域校区のコミュニティタイムライン策定率	12.5%	R1	100%	R7	累計	2-3
3 行政機能の確保						
防災拠点施設である市庁舎建設の進捗率（再掲）	0%	R1	100%	R7	累計	3-1
4 情報通信機能の確保						
光ブロードバンドの整備率	86.8%	H29	100%	R7	累計	4-1
防災行政情報通信システム整備の進捗率（再掲）	0%	R1	100%	R7	累計	1-1
5 救助・救急、医療活動等の迅速な対応						
自主防災組織結成率（再掲）	85%	H29	95%	R7	累計	1-1
上水道耐震管路の割合	23.2%	H31	25.0%	R7	累計	5-1
6 ライフラインの確保及び早期復旧						
上水道耐震管路の割合（再掲）	23.2%	H31	25.0%	R7	累計	5-1
下水道管きょ老朽化対策率（第1期）	0%	H30	100%	R7	累計	6-3
下水道管きょ老朽化対策率（第2期）	0%	R2	50.0%	R7	累計	6-3
浄化槽汚泥処理施設の緊急停止日数	0日	H29	0日	R7	単年	6-3
衛生処理センターの緊急停止日数	0日	H29	0日	R7	単年	6-3
住宅用太陽光発電システムの普及率	13.4%	H29	16.4%	R7	累計	6-1
7 二次災害の防止						
耕作放棄地解消事業活用による耕作放棄地の農地への復元面積	20a	H29	40a	R7	単年	7-4
中山間地域において集落協定を締結した集落内の耕作放棄地の発生面積	0㎡	H29	0㎡	R7	単年	7-4
多面的機能支払交付金事業における実施状況	2,896ha	H29	5,041ha	R7	単年	7-4
用排水路改修延長	2,969m	H30	7,838m	R7	累計	7-4
有害鳥獣による被害面積	141.60ha	H28	100.00ha	R7	単年	7-4
造林事業面積進捗率	20.4%	H30	80.0%	R7	累計	7-4
作業道開設進捗率	36.7%	H30	70.0%	R7	累計	7-4
中山間地域における農業ビジョン策定地区数	1地区	H29	4地区	R7	累計	7-4
8 経済活動の維持						
商工業者への巡回・窓口指導	6,457件	H29	9,000件	R7	単年	8-1
鏡港泊地浚渫面積	3,632㎡	H29	0㎡	R7	単年	8-1
日奈久港航路浚渫延長	—	—	700m	R7	単年	8-1